

公告第78号 消防用ホース購入に対する質問と回答

No.	質問月日	質問事項	回答
1	5月22日	仕様書の3規格(10)について 「納品後2年以内に受注者の瑕疵または、通常使用により破損が生じた場合は、メーカー保証の有無に関わらず無償で同等製品と交換すること。」について質問及び確認をします。 ①上記「納品後2年以内に」とありますが、通常のメーカー保証は1年だといわれました。2年というのは、過大要求ではないでしょうか。	過大要求とは考えておりません。
2	5月22日	仕様書の3規格(10)について 「納品後2年以内に受注者の瑕疵または、通常使用により破損が生じた場合は、メーカー保証の有無に関わらず無償で同等製品と交換すること。」について質問及び確認をします。 ②上記「受注者の瑕疵または、」とありますが、「受注者の瑕疵」とは、誰がどの様な方法で証明するのでしょうか。基準を明示して下さい。	発注者が納品時の検品において規格に相違していると判断した場合や、物品に明らかなきず欠陥など客観的に確認できる不具合を確認した場合をいう。
3	5月22日	仕様書の3規格(10)について 「納品後2年以内に受注者の瑕疵または、通常使用により破損が生じた場合は、メーカー保証の有無に関わらず無償で同等製品と交換すること。」について質問及び確認をします。 ③上記「通常使用により破損が生じた場合は、」とありますが、「通常使用」とは、どの様な使用方法を言っているのでしょうか。基準を明示して下さい。	ホースに流水し、災害及び訓練に使用することを指します。
4	5月22日	仕様書の3規格(10)について 「納品後2年以内に受注者の瑕疵または、通常使用により破損が生じた場合は、メーカー保証の有無に関わらず無償で同等製品と交換すること。」について質問及び確認をします。 ④上記「通常使用により破損が生じた場合は、」とありますが、誰がどの様な方法で「通常使用により破損が生じた」と証明するのでしょうか。基準を明示して下さい。	発注者から受注者へ破損時の状況を説明することとしています。